

<新契約>

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る生命保険料控除額の計算方法

※計算式(1)

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

<旧契約>

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る生命保険料控除額の計算方法

※計算式(2)

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

【変更前】

旧契約	
一般生命保険料控除額	※計算式(2)
個人年金保険料控除額	※計算式(2)

控除額合計
上限7万円

【変更後】

<新契約のみの場合>

新契約	
一般生命保険料控除額	※計算式(1)
個人年金保険料控除額	※計算式(1)
介護医療保険料控除額	※計算式(1)

控除額合計
上限7万円

<旧契約のみ、または介護医療保険料控除を追加の場合>

新契約	旧契約
	一般生命保険料控除額
	個人年金保険料控除額
介護医療保険料控除額	

控除額合計
上限7万円

<新契約と旧契約の両方を控除にとる場合>

新契約		旧契約	
一般生命保険料控除額	+	一般生命保険料控除額	
個人年金保険料控除額	+	個人年金保険料控除額	
介護医療保険料控除額			

新・旧合計で28,000円が上限 ※新契約を含めない場合35,000円が上限
 新・旧合計で28,000円が上限 ※新契約を含めない場合35,000円が上限

控除額合計
上限7万円